

お お ぞ ら

No. 154

聖隷福祉事業団への法人移管後は37号

社会福祉法人 聖隷福祉事業団
総合病院 聖隷三方原病院
聖隷おおぞら療育センター

〒433-8558
静岡県浜松市北区三方原町3453
TEL 053-437-1467

発行責任者 荻野和功
編集者 横地健治

2013年2月1日

「重症心身障害施設」

所長 横地 健治

聖隷おおぞら療育センターは増床工事を終え、昨年1月に、入所は150床(50床増床)、ショートステイは20床(10床増床)の運用を開始しました。また、昨年4月には重症心身障害福祉制度の大変革がありました。児童福祉法の重症心身障害児施設はなくなり、児童福祉法医療型障害児入所施設と障害者自立支援法療養介護事業所の並立の体制となりました。こうなるまでに議論はありましたが、両者は一体運営が可能な制度に落ち着きました。そこで、聖隷おおぞら療育センターのこの1年の歩みを振り返ってみます。

現在(平成25年1月1日)の入所者数は、2名の有期限入所を除くと、123名となっています。1年前は、ショートステイ扱いの実質の入所者を含めて108名の入所者数だったので、増床1年の入所者増は15名(有期限入所を除いて)となりました。増床したら入所する予定だった人のうち数名は、いざ入所できる状況になったら、もっと家で過ごしたいと入所を辞退されました。その理由は、入所が必要とな

たら、いつでも入所できると本当に信じていることができたからでしょう。ご家族は良い選択をされたとは思っています。結局、増床直後の入所数は予想より少なく10名程度でした。残る5名程度は、医療的重症の乳幼児で、NICU(新生児集中治療病棟)・小児科病棟から直接入所しました。この中には、一度も在宅生活を送ったことがない子もいます。

この1年の経験では、親の高齢化による入所ニーズは予想より少なかったことになりました。一方、医療的重症のため家庭介護が困難な小児の入所ニーズは予想より多かったことになりました。医療的重症な人の入所比率が急速に高くなってきているので、亡くなる人が増えるのは避けられないことでしょう。そうすると、年間5名程度の入所を受けても、空きのある状態を、10年程度は維持できるだろうと考えています。在宅で過ごされている重症心身障害児(者)のご家族は、必要となればいつでも入所できるので、安心して在宅生活を長く送っていただ

きたいと思っています。ショートステイは20床と倍増し、ほぼすべての希望に届けることができるようになりました。ただし、土曜日曜に希望が集中して満杯状態ですが、平日は空いています。土日に職員を集中して、土日のショートステイ枠をもっと増やせばいいのですが、法的な縛りがあり、一日利用者数を過剰にすることはできません。土日が窮屈な状態であることはご理解いただきたく存じます。

通所は、法改正により小児部門が変わりました。以前は、A型通園「もみの木」のなかに成人と小児がいて、小児は「ひかりの子」に通っていました。最近では、成人は生活介護「あさひ」に通い、A型通園「もみの木」の利用者のほぼすべては「ひかりの子」に通うことになってきました。よって、法改正後は「もみの木」の名はなくし、児童発達支援センター「ひかりの子」となりました。児童発達支援センターになったので、重症心身障害児のみならず、肢体不自由児にも対象を広げました。そして、重症心身障害児と肢体不自由児の2クラス体制としています。これにより、定員15名が一杯になるぐらいに利用実績が増えました。重症心身障害対応の生活介護「あさひ」については、この間特に変化はありませんでした。

なお、障害者自立支援法に位置づけられていてまだ行っていない事業に「放課後等デイサービス」があります。これは、学齢児の平日の放課後、休日のデイケア(通所)です。これを来年度から始められるように今準備しています。医療的ケアのない小児にはすでに利用できる事業所があるので、特別支援学校に通学している重症心身障害児のうち医療的ケアのある学童を対象に考えています。該当する重症心身障害児はどうぞご利用ください。

こうしてみると、昨年、重症心身障害児施設としての法的な位置づけは失いましたが、施設の利用対象を重症心身障害に特定することによって、従来と同じ施設の性格は維持できていると思われれます。重症心身障害成人が児童福祉法から障害者自立支援法の下に代わっても、児童・成人の連続した一体運用は維持できたと思います。よって、これからは、「医療型障害児入所施設と療養介護事業所の並立施設」という長い福祉施設名で